

国民年金法改正 給付も 保険料もアップ

国民年金制度が次のように改正された。昭和四十四年十月から次のように引き上げ支給される。

- (一) 老齢福祉年金 月一八〇〇円(旧一七〇〇円)
- (二) 障害福祉年金 月二九〇〇円(旧二七〇〇円)
- (三) 母子年金 月一八〇〇円(旧一七〇〇円)
- (四) 遺族年金 月一八〇〇円(旧一七〇〇円)
- (五) 国民年金 月一八〇〇円(旧一七〇〇円)
- (六) 国民年金 月一八〇〇円(旧一七〇〇円)
- (七) 国民年金 月一八〇〇円(旧一七〇〇円)
- (八) 国民年金 月一八〇〇円(旧一七〇〇円)
- (九) 国民年金 月一八〇〇円(旧一七〇〇円)
- (十) 国民年金 月一八〇〇円(旧一七〇〇円)

平和塔竣工

月瀧小学校跡に平和塔が竣工し、12月13日小雪の降る中に村長、議会議員、村会議員、遺族会役員等多数列席のうちに厳粛に除幕式典を挙げて行いました。碑は、高3尺、幅6尺、厚さ1尺です。建立について多額の寄付金を頂き御協力を下さいましたことを厚く御礼申し上げます。



合は、三千円づつ控除されていたものが、控除されなくなりました。抛出制の年金 昭和四十五年七月から次のように改正されます。

- (一) 老齢年金 月七六〇〇円(旧七五〇〇円)
- (二) 障害年金 月一〇〇〇〇円(旧九八〇〇円)
- (三) 母子年金 月一〇〇〇〇円(旧九八〇〇円)
- (四) 遺族年金 月一〇〇〇〇円(旧九八〇〇円)
- (五) 国民年金 月一〇〇〇〇円(旧九八〇〇円)
- (六) 国民年金 月一〇〇〇〇円(旧九八〇〇円)
- (七) 国民年金 月一〇〇〇〇円(旧九八〇〇円)
- (八) 国民年金 月一〇〇〇〇円(旧九八〇〇円)
- (九) 国民年金 月一〇〇〇〇円(旧九八〇〇円)
- (十) 国民年金 月一〇〇〇〇円(旧九八〇〇円)

税知識 固定資産の評価替え

来年度は、固定資産評価の基準年度に当る評価替えの年であります。固定資産は、土地・家屋・償却資産を課税対象とする現時点に於いて村財政を占める大事な税金である事は言うまでもありません。固定資産の評価額は、固定資産の価格をいいます。法三四一の場合の価格とは適正な時価すなわち正常な取引引きにおける市場価格という事になります。いまの評価の実態は、評価基準による適正な時価より著しく低額となつております。よって評価基準年度に於いて少しでも適正な時価に近づけるためいろいろな方法がとられておるわけであり、二倍とか、三倍の額を課税の基本とする方法がとられております。

特別会計

この会計はそれぞれの目的を定め三つの区分に分けてあります。その収入支出については、国保会計は三〇〇〇円がたりと不足し、保険給付費等に支出されたこと直診会計と水道会計では繰上充入金という支出が収入よりも多い赤字の会計でその不足金は一時借入金によってまかなわれている状況ですが昭和四十三年度内に限り状況がよくなり直診会計で二〇〇〇円、水道会計で八三〇〇円の返済があり赤字が少なくなりました。収入支出を以下に示します。

世界農林業センサス実施

農家の皆さん一九七〇年世界農林業センサスが二月一日現在世界七ヶ国参加のもとに、一斉に行なわれようとしています。この調査は国際農業食糧機構の提唱で十年に一回実施される大がかりな調査で、国内農林業の発展を把握し今後の農林業の施策を樹立する重要なセンサスでもあります。現在我が国において米をはじめとする農産物の生産量、価格等の問題が複雑化している。この調査は、農家の負担を軽減し、生産者の所得を向上させること、農家の生活の安定を図ることを目的として実施されています。調査員がお宅へ参上し質問記入する仕組となっております。この調査は絶対秘密が守られると同時に統計の目的以外に利用することはできませんので税金がふえる等の心配はありません。調査員が、県の集計審査の都合上調査票の記入に御協力下さるようお願い申し上げます。

状況類似地区標準地は一地区より五地区に区分されております。

(一) 外は見込み評価額 (二) 内は旧評価額

一地区	11000(3500円)	見込み評価額	11000円
二地区	9000(2800)	旧評価額	8200円
三地区	7300(2500)	見込み評価額	7300円
四地区	3700(1000)	旧評価額	3700円
五地区	3200(900)	見込み評価額	3200円
六地区	2800(800)	旧評価額	2800円
七地区	2500(750)	見込み評価額	2500円
八地区	2200(650)	旧評価額	2200円
九地区	1900(550)	見込み評価額	1900円
十地区	1600(450)	旧評価額	1600円

村のふところ 昭和四十三年 決算状況

村では皆さんからいただいた税金などがどのように使われたかを昭和四十三年の決算からお知らせします。村の会計は一般会計と特別会計に区分して収入支出をあらわすことになっております。またおととしと次の表になります。

会計区分	収入	支出	差(残)高
一般会計	100,169	98,051	2,118
特別会計	25,396	24,984	412
国保会計	7,292	11,424	△4,132
水道会計	7,529	19,839	△12,310
合計	140,386	154,298	△13,912

△は赤字会計です。

